

家畜共済重要事項説明書

この重要事項説明書は、家畜共済へのご加入にあたり、あらかじめご承知いただきたい重要な事項をまとめたものです。必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了承のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。ここに記載した重要事項のほか、ご契約に関する事項は「ホームページの定款や事業規程等」に掲載していますのでご確認ください。

なお、ご不明な点等がございましたら、恐れ入りますが下部に記載しております問合先までご連絡ください。

令和7年1月

目 次

No.	記 載 内 容	ページ
1	加入資格者	P. 3
2	加入申込みによる共済関係（契約）の成立	P. 3
3	引受審査	P. 3
4	補償対象家畜	P. 4
5	共済金の支払対象となる事故	P. 5
6	共済事故の一部事故除外（事故除外選択）	P. 6
7	共済金の支払額	P. 8
8	共済金が支払えない場合等	P. 9
9	待期間	P. 10
10	共済責任の開始及び共済責任期間（補償期間）	P. 11
11	共済掛金率	P. 11
12	共済価額	P. 11
13	共済金額（補償額）	P. 11
14	共済掛金	P. 12
15	共済掛金の納入方法	P. 12
16	共済掛金の納入期限の取扱い	P. 12
17	組合への通知義務	P. 13
18	期末調整 ※死亡廃用共済のみ	P. 13
19	共済関係の解除	P. 13
20	損害防止の義務	P. 14
21	「反社会的勢力への対応に関する基本方針」に基づく対応	P. 14
22	その他の重要事項	P. 14

1 加入資格者

加入できる方は、養畜の業務を営む方（自己の責任と計算において、営利を目的として反復継続して家畜を管理する方）であり、例えば単なる雇用人や一時的に他人の家畜を預かっている方、試験研究機関及び学校等公的機関は加入できません。また、家畜個体識別一括情報照会システム（以下、「牛トレサ情報」という）の利用に協力を得られない場合は加入できません。

肉豚については養畜の業務を営んでいる方ですが、農家単位引受方式への加入者は次の要件も全て満たす方となります。

- (1) 畜舎への立入調査により、母豚の頭数、畜舎の構造及び敷地面積、その他肉豚の飼養頭数の確認のための必要な事項が把握できること。
- (2) 過去3年間において、母豚の繁殖成績及び当該母豚から出生した豚の離乳の日に至るまでの死亡率を記録しており、かつ、今後も当該繁殖成績及び死亡率を記録することが確実であると見込まれること。
- (3) 過去3年間において、飼養する母豚から出生した豚がその方の出荷する肉豚のおおむね全頭を占めており、かつ、今後も飼養する母豚から出生した豚が、出荷する肉豚のおおむね全頭を占めることが確実であると見込まれること。
- (4) 過去3年間において、肉豚の頭数に関する資料の提供につき協力が得られる卸売市場等に出荷しており、今後も当該卸売市場等に出荷することが確実であると見込まれること。

2 加入申込みによる共済関係（契約）の成立

- (1) 家畜共済の契約は、加入される方が、別に定めている家畜共済加入申込書に必要な事項を記入のうえ、組合に申込みいただき、組合がその申込みを承諾したときに成立します。
- (2) 加入の仕方は、死亡廃用共済（家畜が死亡したとき及び廃用となった場合の補償）と疾病傷害共済（家畜が病気等に罹りその治療に要した経費の補償）があり、両方加入することもできますし、どちらか一方に加入することもできます。
- (3) 家畜共済に加入する組合員は、共済責任の開始前に、共済掛金期間中に飼養する見込みの包括共済区分※のすべての家畜について品種別・用途別に、期首もしくは導入予定時点の月齢別の頭数を申告していただきます。

※ 包括共済家畜区分・・・家畜共済では、制度の安定した運用と被害率抑制を目的に、農家単位で、乳牛、肉用牛などの種類等ごとに全頭加入いただいています。この種類等ごとの区分を『包括共済家畜区分』といいます。

3 引受審査

家畜の種類ごとに飼養する全ての家畜を申し込んでください。

なお、次に該当するものがあって、その危険の程度からみて、他の組合員との間に衡平を欠くおそれがある場合は加入することができません。また、個別共済関係にあつては、次のいずれかに該当する場合は加入することができません。

- (1) 疾病にかかり、若しくは傷害を受けているもの、又はその原因が生じているもの

- (2) 12歳を超える牛、明け17歳以上の馬又は6歳を超える種豚
- (3) 発育不全、衰弱、奇形、不具又は悪癖の著しいもの
- (4) 通常の飼養管理又は供用の方法と著しく異なる方法で飼養管理され、若しくは供用され、又はそのおそれがあるもの

4 補償対象家畜

補償対象家畜は、牛・馬・豚の3畜種です。各畜種とも加入に際しては年齢制限（加入資格）を設けており、牛の胎児・子牛については、加入者の申し出により補償の対象とすることができます。

また、加入者の方が飼養している家畜で、加入資格のあるものは、包括共済家畜区分ごとにまとめて全頭加入していただきます。

【包括共済関係】

対象家畜		包括共済家畜区分	
		死亡廃用共済	疾病傷害共済
牛	満24月齢以上の乳牛の雌であって搾乳の用に供されるもの	搾乳牛	乳用牛
	満24月齢未満の乳牛の雌	育成乳牛	
	牛の胎児のうち乳牛であるもの		
	満24月齢以上の肉用牛の雌であって繁殖の用に供されるもの	繁殖用雌牛	肉用牛
	搾乳牛、繁殖用雌牛、育成乳牛及び種雄牛以外の牛	育成・肥育牛	
	牛の胎児のうち乳牛でないもの		
馬	満36月齢以上の馬の雌であって繁殖の用に供されるもの	繁殖用雌馬	一般馬
	繁殖用雌馬及び種雄馬以外の馬	育成・肥育馬	
豚	繁殖用の豚で、出生後5月の末日を経過したもの	種豚	種豚
	肥育を目的とする豚で、加入資格日齢は出生後第20日の日または離乳の日のいずれか遅い日から第8月の末日までのもの。 ※特定肉豚の場合には上限はありません。	肉豚	

- 注1 死亡廃用共済、疾病傷害共済はそれぞれ、包括共済の家畜区分ごとに付保割合（補償割合）〔死亡廃用共済〕、選択割合〔疾病傷害共済〕を選択し加入することができます。
- 注2 子牛等の補償を選択した場合、死亡廃用共済では棚卸資産的家畜（育成乳牛、育成・肥育牛及び育成・肥育馬）に子牛・胎児が、疾病傷害共済では子牛が補償の対象に含まれます。
- 注3 加入を選択した包括共済区分に含まれる家畜は、全て加入いただきます。一部加入はできません。

注4 牛の胎児は、その母牛に対する授精又は受精卵移植の日から起算して240日目に達した胎児が補償対象となります。

【個別共済関係】

家畜改良増殖法の規定による種畜証明書の交付を受けている牛及び馬であって、家畜1頭ごとに加入します。区分は、「乳用種雄牛」、「肉用種雄牛」、「種雄馬」の3区分があります。

5 共済金の支払対象となる事故

家畜共済における共済事故は、牛、馬及び種豚は、死亡、廃用、疾病及び傷害、牛の胎児及び肉豚は死亡だけとなっています。

共済事故発生時に加入者が行わなければならない事項として、死亡、廃用、疾病及び傷害が発生した時は、すぐにその内容を組合に通知するとともに、獣医師の診療(検案)を求める必要があります。

なお、種豚及び肉豚が一般事故で死亡した場合、組合員が死亡豚の画像を組合に送信し通知することで検案を省略できることの選択ができます。詳細は組合にお問い合わせ願います。

<死亡廃用共済>

対象家畜の種類	共済事故	説明	
すべての家畜	死亡事故	死亡(と殺を除く)。 家畜伝染病予防法に基づく法令殺	
牛(胎児を除く)、 馬、種豚	廃用 事故	1号	疾病または不慮の傷害によって死にひんしたとき
		2号	不慮の災厄によって救うことのできない状態に陥ったとき
		3号	骨折、は行若しくは両眼失明または牛伝染性リンパ腫、BSE その他農林水産大臣が指定する疾病若しくは不慮の傷害であって、治癒の見込みのないものによって使用価値を失ったとき
		4号	盗難その他の理由によって行方不明となった場合であって、その事実が明らかになった日の翌日から30日を下回らない範囲内において、事業規程等で定める期間以上生死が明らかでないとき
		5号	搾乳牛・育成乳牛、種雄牛又は種雄馬が治癒の見込みのない生殖器の機能の喪失または伝染性疾患であって、当該家畜に係る共済責任の始まった時以後に生じたことが明らかなものによって繁殖能力を失ったとき
		6号	搾乳牛・育成乳牛が治癒の見込みのない泌乳器の疾病または傷害であって、当該家畜に係る共済責任の始まった時以後に生じたことが明らかなものによって泌乳能力を失ったとき
		7号	牛が出生時において奇形又は不具であることにより、将来の使用価値がないことが明らかなとき

注1 死亡事故について、家畜伝染病予防法の規定により家畜の評価額の全額が手当金、特別手当金又は補償金として交付され、これらを原因とする死亡は共済事故から除外されますが、それは牛疫、牛肺疫、口蹄疫、豚熱、アフリカ豚熱の患畜としてと殺されたことによる死亡及び牛疫、口蹄疫、豚熱、アフリカ豚熱の疑似患畜としてと殺されたことによる死亡並びに家畜伝染病予防法第17条の2第1項に規定する指定家畜（口蹄疫の患畜及び疑似患畜以外であっても殺す必要がある家畜）が殺処分されたことによる死亡です。

注2 3号廃用について、BSE または牛伝染リンパ腫は、と畜場で診断され全廃棄となった場合（家畜商等に譲渡した後にと畜場で診断され全廃棄されたことで、組合員等が売渡価格の一部または全部を家畜商等に返還または賠償した場合を含む）も、共済金の支払対象となります。

注3 7号廃用の対象家畜は、「育成乳牛」、「育成・肥育牛」となります。

<疾病傷害共済>

対象家畜の種類	共済事故	説明
牛（胎児を除く）、馬、種豚	病傷事故	疾病及び傷害 ※共済金の支払対象となる病気やけがなどにより、獣医師の診療を受けた場合です。

6 共済事故の一部事故除外（事故除外選択）

共済事故の選択とは、共済事故の一部を除外して加入する方法です。このことにより、掛金の負担を軽減することができますが、補償されない事故のリスクを加入者自ら負うこととなりますので注意願います。

共済事故の一部事故除外については、死亡廃用共済のみが対象であり、疾病傷害共済では事故除外の加入方式はありません。

また、共済事故を選択（事故除外）できる方は、包括共済関係（肉豚にあっては、農家単位引受方式）で加入し、下表の条件を満たす方です。

【事故除外方式の申出基準】

包括共済対象家畜	基準
搾乳牛、育成乳牛	ア 当該共済掛金期間の開始の時に於いて、現に飼養する搾乳牛または育成乳牛の頭数が6頭以上であること。 イ 搾乳牛または育成乳牛につき、当該共済掛金期間の開始前5年間にわたり引き続き養畜の業務を営んだ経験を有すること。
繁殖用雌牛、育成・肥育牛、繁殖用雌馬、育成・肥育馬、種豚	当該包括共済家畜区分に係る家畜につき、当該共済掛金期間の開始前5年間にわたり引き続き養畜の業務を営んだ経験を有すること。

【死亡廃用共済における事故除外区分】

事故除外種類	対象家畜の種類	共済金支払対象とする事故		共済金支払いから除外する事故
1号のイ除外	搾乳牛、育成乳牛	火災、伝染病の疾病※1及び自然災害による死亡・廃用事故		通常の死亡・廃用事故
1号のロ除外	搾乳牛、育成乳牛	・通常の死亡事故 ・火災、伝染病の疾病※1及び自然災害による死亡・廃用事故		通常の廃用事故
1号のハ除外	搾乳牛、育成乳牛	死亡事故	1号・2号・3号・4号・7号の廃用	5号、6号の廃用事故
2号のイ除外	繁殖用雌牛、育成・肥育牛	火災、伝染病の疾病※1及び自然災害による死亡・廃用事故		通常の死亡・廃用事故
2号のロ除外	繁殖用雌牛、育成・肥育牛	・通常の死亡事故 ・火災、伝染病の疾病※1及び自然災害による死亡・廃用事故		通常の廃用事故
2号のハ除外	繁殖用雌牛、育成・肥育牛	死亡事故	4号・7号廃用	1号、2号、3号廃用事故
3号除外	繁殖用雌馬、育成・肥育馬	火災、伝染病の疾病※1及び自然災害による死亡・廃用事故		通常の死亡・廃用事故
4号のイ除外	種豚	火災、伝染病の疾病※1及び自然災害による死亡・廃用事故		通常の死亡・廃用事故
4号のロ除外	種豚	死亡事故	4号・7号廃用	1号、2号、3号廃用事故
5号除外	特定肉豚	火災・伝染性の疾病※1※2、自然災害による死亡事故	/	通常の死亡事故

※1 家畜伝染病予防法第2条第1項に規定する家畜伝染病及び同法第4条第1項に規定する届出伝染病に限る。

※2 家畜伝染病にあつては患畜又は疑似患畜（と殺又は殺処分されたものにあつては家畜伝染病予防法第17条又は第20条の規定によるものに限る）、届出伝染病にあつては真症のもの。

7 共済金の支払額

<死亡廃用共済>

次の①、②の算出値のうち、いずれか小さい額を共済金としてお支払いします。

$$\text{①} = (\text{事故家畜の評価額} - \text{肉皮等残存物価額} - \text{補償金}) \times \text{付保割合}$$

$$\text{②} = \text{事故家畜の評価額} - \text{肉皮等残存物価額} - \text{補償金} - \text{手当金}$$

※ ①の場合の残存物価額は、事故家畜の評価額の2分の1を限度とします。

※ 火災、伝染病及び自然災害を除いた通常の事故については、死廃共済金支払限度額の範囲内で共済金が支払われます。

※ ①、②の事故家畜の評価額とも、固定資産的家畜（搾乳牛、繁殖用雌牛、繁殖用雌馬及び種豚）については、期首または導入時点の月齢の価額を用い、棚卸資産的家畜（育成乳牛、育成・肥育牛及び育成・肥育馬）については、事故時点の月齢の価額を用います。

	固定資産的家畜	棚卸資産的家畜
引受時評価	期首・導入時点の月齢の評価	期末時点の月齢の評価
事故時評価	期首・導入時点の月齢の評価	事故時点の月齢の評価

※ 廃用の場合、肉皮等残存物価額は、廃用家畜の取引価格となります。廃用家畜の取引価格は、次により計算されます。

$$\text{廃用家畜の取引価格} = \text{廃用家畜の売渡価格} - \text{売渡先への返還金}$$

注1 特定事故（火災、伝染病（家畜伝染病予防法に定める家畜伝染病及び届出伝染病）風水害等の自然災害）を除いた一般的な事故については、加入者単位に設定された死廃事故支払共済金限度額の範囲内で共済金が支払われます。

注2 共済金の請求には診断書（検案書）の提出が必要となります。さらに、廃用事故の場合は、業者の買受書、又は家畜販売代金精算書等の事故家畜の販売価額を明らかにする書類を組合に提出してください。廃用家畜は、枝肉（皮、内臓を含む）で販売することを原則とします。廃用家畜を枝肉（皮、内臓を含む）として販売（家畜商等に委託した場合を含む）する場合にあっては、当該廃用家畜のと畜、枝肉処理等を行った施設が発行した当該廃用家畜の枝肉重量、価額及び処理経費が記載された書類を組合に提出してください。

注3 盗難及び行方不明等の場合には盗難被害届、または遺失物届の証明書もしくは届出書の写しを提出してください。

<疾病傷害共済>

病傷事故に係る治療費は、病傷給付点数の範囲内であれば何回受診しても共済金として支払われます。ただし、病傷給付基準及び限度点数の範囲を超えた診療費並びに初診料は、加入者の負担となります。

共済金を請求するときは、診断書を組合に提出してください。ただし、指定獣医師の診療を受けた場合で、その診療に係る共済金の受領を指定獣医師に委任するときは、家畜共済病傷事故共済金代理受領委任状を組合に提出してください。なお、組合獣医師及び組合嘱託獣医師の診療を受けた場合は、限度点数以内は給付対象の診療が共済金の支払いとなりますので共済金の請求は必要ありません。

令和2年1月1日以後に責任を開始するものからは初診点数が共済金の支払対象になり、初診点数を含む診療費の総額のうち1割が加入者の自己負担となります。

(共済金から除外される分を除く)

家畜共済診療点数表等で定められた初診点数は1,440円です。診療を受けた獣医師が定めている初診料との差額は、直接お支払い願います。

受診後は、診療を行った獣医師から診療内容が記載されている診療種別等通知書の交付を受け、これを3年間保存してください。

8 共済金が支払えない場合等

共済責任期間中に発生した共済事故による損害であっても、次のような場合には共済金の全部または一部をお支払いできないことがありますのでご留意願います。

- (1) 通常すべき管理その他損害防止の義務を怠った場合
 - ・牛トレーサビリティ法に基づく家畜改良センターへの届出等及び飼養家畜の個体管理を行っていないために個体情報の確認が困難な場合も含まれます。
- (2) 損害防止の処置に従わなかった場合
- (3) 損害発生通知など通知義務を怠った場合
 - ・提出を遅延した場合、その日数により組合の理事会で定めた免責割合が適用されます。
- (4) 損害発生通知が遅延したことにより対象物が損なわれ、共済事故、死亡年月日、飼養状況（損害防止の適否）等が現地で確認できない場合
- (5) 共済掛金の払込みを遅延した場合
 - ・掛金の分納を行った場合に、第2回目以降の共済掛金の払込みを遅滞し、2週間の猶予期間を経過したときは、払込期限後共済掛金が払込まれるまでの間に発生した事故は全額免責となります。
- (6) 告知義務違反
包括共済関係の申込みの際、次の事実又は事項につき、悪意または重大な過失によってこれを通知せず、または不実の通知をしたとき
 - ・疾病に罹り若しくは傷害を受けているものがあること、または疾病若しくは傷害の原因が生じているものがあること
- (7) 死亡廃用共済に付された家畜であって、廃用に係るものを組合の承諾を得ずにと殺し、または譲り渡した場合（緊急にと殺し、または譲り渡す必要があったこと、及び牛伝染性リンパ腫またはBSEに罹っていることを知らずにと殺し、または譲り渡したことにつき、重大な過失がないことを除く）
- (8) 加入の際に病傷の状態にあった家畜、またはその原因が生じていた病傷によって損害が生じたときは全額免責になります。
- (9) 戦争、その他の変乱によって生じた損害
- (10) 加入者の悪意又は重大な過失によって不実の通知をしたときは、全額免責となります。
- (11) 牛伝染性リンパ腫による死廃事故について、牛伝染性リンパ腫感染拡大防止措置※を実施していないときは、4割免責となります。
また、と場において、牛伝染性リンパ腫と診断され全部廃棄となったことがわかる書類を受け取った後、3日を超えて組合に事故の発生通知をしなかったときは、1割免責となります。

※牛伝染性リンパ腫感染拡大防止措置

- 1) 同一の注射針を複数の牛に使用しないこと
 - 2) 直腸検査及び人工授精時に使用する直検手袋を1頭ごとに必ず交換すること
 - 3) 妊娠鑑定時に用いるエコープローブをカバーで被覆して1頭ごとに交換すること
 - 4) 除角器具、去勢用具、削蹄器具、耳標・鼻環の装着器具等の血液が付着する物品は、洗浄、消毒して使用すること。なお、洗浄と消毒に使用する容器は別容器とすること
- (11) 家畜共済の共済金の支払いに不足を生じる場合には、家畜共済に係る不足金填補準備金並びに特別積立金の合計額をその支払いに充ててもなお不足を生ずる場合に限り、共済金額を削減して支払われる場合があります。

9 待期間

新規に共済掛金期間が開始した日から2週間（この期間を待期間と言います）以内に事故があっても、事故の原因が共済掛金期間の開始後であることが明確でない場合は、補償を受けることができません（導入された家畜については、導入の日の翌日から2週間が待期間となります）。

なお、共済加入者間で取引された家畜（取引前2週間以上前に加入している個体で、当該他の組合員等の飼養する家畜でなくなった後1週間以内に当該組合員の共済関係に付された個体）は、事故の原因が共済掛金期間の開始後であることが明確でない場合の事故でも、共済金を請求することができます。

この場合においては、導入前の飼養者が指定の様式（申出書）により加入情報を組合に提出していることが前提となります。導入前の飼養者に該当したときのため、情報の開示を承諾いただきますようお願いいたします。

ただし、共済加入者間での取引であったとしても、事故が導入前に発生していた場合（持込事故）には、補償を受けることはできません。

◇ 待期間中の事故であっても共済金請求ができる場合

家畜の導入など共済掛金開始日から2週間以内（待期間）に発生した死産事故及び病傷事故は、原則として共済金が請求できませんが、事故原因が加入後であることが明らかなケースは、共済金が請求できる場合がありますので、家畜の導入及び事故の発生がありましたら速やかに組合へご連絡ください。

【請求可能な事故の例】

分類	事故	事故原因
外傷	切創、挫創、骨折、脱臼、焼死、圧死、溺死など	受傷、滑走、転倒、火災、自然災害など
突発的に発症する病気	中毒など	有害な飼料の摂取など
分娩に起因する病気	乳熱、子宮脱、新生子の生後の感染症など	分娩、新生子の生後感染
その他	事故原因が加入後にある母牛の死亡または廃用に伴う胎子死	母牛の死亡または廃用

【請求方法】

- ① 事故原因の発生した時点が明記された診断書（検案書）
※ 共済団体の家畜診療所、嘱託・指定獣医師の診療を受けている場合、提出は不要です。
- ② 事故原因の特定を目的に検査した場合は、検査結果を証明したもの
※ 検査を外部へ依頼した場合は、検査機関等が証明したもの
- ③ 火災による事故の場合は、罹災証明書
- ④ 「母牛の死亡又は廃用に伴う胎子死」の場合は、授精（種付・移植）証明書

なお、事故発生通知や飼養管理を怠った場合、重大な過失があった場合などは、共済金を支払いできない場合があります。

10 共済責任の開始及び共済責任期間（補償期間）

事故が発生したときの補償（以下「共済責任」といいます）は、加入される方が掛金を組合に納めた日の翌日から開始します。共済責任期間は原則として1年間となり、既に共済関係が成立している契約の始期または終期に共済掛金期間を統一する場合に限り、短期引受ができます。

11 共済掛金率

農林水産大臣が過去一定年間（原則3年間）の被害率（被害の程度）を基礎として、3年ごとに共済掛金標準率を定め、これを基に事故発生率（損害率）に応じて、死亡廃用共済は21段階、疾病傷害共済は41段階の危険段階掛別共済掛金率を設定します。

組合員に適用される掛金率は、過去10か年の事故発生率（損害率）を基礎に、該当する危険段階区分の掛金率を適用します（毎年度、適用する掛金率を見直します）。

農林水産大臣から告示される共済掛金標準率を中間値とし、事故発生率が低い組合員ほど掛金率は低く設定され、事故発生率が高い組合員ほど掛金率が高く設定される仕組みとなっています。

12 共済価額

家畜の価額を合計した額を共済価額といいます。家畜の価額は、家畜市場又は食肉市場から得られる平均取引価格等を踏まえ、包括共済家畜区分、品種ごと、月齢ごとの評価額の基準（評価基準）を設定し、評価額を決定します。

13 共済金額（補償額）

<死亡廃用共済>

共済金額（補償額） = 共済価額 × 付保割合（補償割合）※

※ 付保割合（補償割合）は共済価額に対し、2割から8割（肉豚は4割から8割）までの間で加入者が選択できますが、補償の充実の観点から8割の選択をお薦めしています。

<疾病傷害共済>

共済金額 = 病傷共済金支払限度額※を超えない範囲内において加入者が申出た金額

※ 病傷共済金支払限度額 = 共済掛金期間の開始時における家畜の価額の合計※1 × 病傷共済金支払限度率※2 × 短期係数

※1 共済掛金期間の開始時における家畜の価額の合計は、農林水産大臣が定める1頭当たりの価額(50万円) × 頭数が限度となります。

※2 病傷共済金支払限度率は、農林水産大臣が定めます。

14 共済掛金

<死亡廃用共済>

共済掛金 = 共済金額 × 危険段階別共済掛金率 × 短期係数

国庫負担共済掛金 = 共済金額 × 基準共済掛金率 × 短期係数
× 国庫負担割合

農家負担共済掛金 = 共済掛金 - 国庫負担額※

<疾病傷害共済>

共済掛金 = 共済金額 × 危険段階別共済掛金率

国庫負担共済掛金 = 共済金額 × 基準共済掛金率 × 国庫負担割合

農家負担共済掛金 = 共済掛金 - 国庫負担額※

※ 国庫負担額を定める国庫負担割合は、国庫負担限度額までは牛及び馬は50%、豚は40%です。

※ 農家負担掛金の他に加入いただく家畜の種類ごと、規模ごとに応じた事務費賦課金をご負担頂きます。

15 共済掛金の納入方法

共済掛金期間開始の時に全額お支払いいただく一括納入と2回又は4回に分けてお支払いいただく分割納入があります。

分割納入は、包括共済家畜区分ごとに農家負担掛金が5万円以上の場合に限ります。分割納入する場合には保証人または担保が必要となりますので、加入時に申し出いただくとともに、組合が提示する分割納入申請書兼確約書を提出いただくこととなります。

16 共済掛金の納入期限の取扱い

共済掛金の納入期限(分割納入は第1回目の納入期限)は、共済掛金期間開始の前日となります。(第2回目以降は第1回目の共済掛金の納入期限の日の翌日から起算して、当該共済掛金期間の月数を2回又は4回で除して得た月数を経過するごとの日までとなります。)

ただし、継続加入の場合、納入期限は2週間猶予されます。

17 組合への通知義務

次の場合、加入者から組合への通知が義務づけられています。この通知義務を怠ったり遅れたりすると、共済金の全部または一部が支払われないことや、既に支払った共済金の一部を返還していただく場合がありますので、ご留意願います。

<共通>

- (1) 家畜に去勢、その他大きな手術をするとき。
- (2) 放牧や共進会に出陳するとき。
- (3) 家畜に管理人を定めるときや飼養場所を変えるとき。

<死亡廃用共済>

- (1) 次の異動が生じたとき。
 - ア 農場の譲受、畜舎の増築等、養畜業務の規模の著しい変更に伴う共済目的たる家畜の譲受け。
 - イ 共済事故の発生による飼養頭数の減少を補うことを目的とする共済目的たる家畜の譲受け。
 - ウ 養畜業務の規模の著しい変更に伴い、共済目的たる家畜を飼養しないこととなったこと。
- (2) 家畜が死亡または廃用になったとき。
- (3) 母牛が死亡廃用共済に加入していない又は事故除外している場合であっても、胎児が死亡廃用共済に加入している場合は、母牛が死亡あるいは廃用の条件を満たす状態となったとき。
- (4) 家畜が行方不明になったとき。
- (5) と畜場において、BSE または牛伝染性リンパ腫と診断されたとき。

<疾病傷害共済>

- (1) 次の異動が生じた場合であって、共済金額の変更を希望するときは、異動日から2週間以内に組合に申し出てください。
 - ア 共済目的たる家畜を飼養することとなったこと。
 - イ 養畜業務の規模の著しい変更に伴い、共済目的たる家畜を飼養しないこととなったこと。

18 期末調整 ※死亡廃用共済のみ

加入者は共済掛金期間終了後（期末）、速やかに牛トレサ情報、飼養状況等（共済掛金期間中に導入、出荷等の牛等の異動を把握）を整理し、組合に連絡してください。整理後、提出いただいた牛トレサ情報、飼養状況に基づき、組合は当該共済掛金期間の引受を再計算し直します。

共済価額に差額が生じた場合、共済価額、共済金額、共済掛金及び死廃共済金支払限度額を再計算し、共済掛金及び共済金の差額を徴収または返還します。

19 共済関係の解除

- (1) 家畜共済から収入保険制度に移行する場合
期末調整に準じて、共済価額、共済金額、共済掛金及び死廃共済金支払限度額を

再計算し、共済掛金及び共済金の差額を徴収または返還を行います。収入保険制度に移行する場合は組合に申し出てください。

(2) 養畜の業務の全部又は一部を止めた場合

死亡廃用共済では期末調整に準じて、共済価額、共済金額、共済掛金及び死廃共済金支払限度額を再計算し、共済掛金及び共済金の差額を徴収、または返還します。疾病傷害共済では未経過分の共済掛金を日割で計算した金額を返還します。

養畜の業務の全部又は一部を止めたことに伴い家畜共済の共済関係を解除するときは組合に申し出て下さい。

(3) 告知義務違反による共済関係の解除

加入申込みの際に、故意若しくは重大な過失により事実の告知をしなかったときや、不実の告知をしたときは、共済関係を解除することがあります。

(4) 重大事由による共済関係の解除

次に掲げる事由がある場合には、共済関係を解除します。

- ア 共済金の給付を行わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- イ 共済金の給付の請求について詐欺を行い、又は行おうとしたこと。
- ウ 牛トレサ情報または組合員の帳簿その他飼養管理等の記録を利用して、家畜の飼養頭数を効率的に確認することにつき、組合員の協力を得られない場合。

20 損害防止の義務

加入者は、加入した家畜について通常の管理及び損害防止を行うとともに、事故が発生したときはその防止軽減に努めてください。これらの努めを怠ったときは、損害の額から防止及び軽減できたと認められる額を差し引くことがあります。また、必要な処置について組合から指示することがあることについてご留意願います。

21 「反社会的勢力への対応に関する基本方針」に基づく対応

組合は「反社会的勢力への対応に関する基本方針」に定義されている反社会的勢力に該当することが判明した場合、加入申込みをお断りします。

加入後に反社会的勢力であることが判明した場合、または暴力的要求行為等をした場合は、共済契約が解除される場合があります。この場合、納付した共済掛金等は返還しません。

22 その他の重要事項

ア 農業共済制度は、行政庁の指導・監督のもと、広く危険分散を図るなど、共済金の確実な支払いができる仕組みを採っておりますが、組合の財務状況によっては、お支払いする共済金の金額が削減されることがあります。

イ 加入申込書の提出は、本書面を確認して行われたものといたします。

詳しくは、組合担当者にお問い合わせください。